

最高裁訟第468号

令和4年12月22日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所

大法廷首席書記官 佐藤信哉

「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」の一部改正について

(指示)

平成25年7月26日付け最高裁訟第415号大法廷首席書記官指示「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」の一部を下記のように改正します。

記

記第2の3を4とし、2の次に次のように加える。

### 3 事件関係帳簿諸票の区分又は別冊について

(1) 事件関係送付簿は、次に定める事項ごとに区分し、又は別冊とすることができる。さらに、送付先又は送付書類ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

ア 庁内

イ 庁外

(2) 既済事件処理簿は、事件種別又は事件結果ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

付 記

## 1 実施

この指示は、令和5年1月1日から実施する。

## 2 経過措置

この指示の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票（帳簿諸票保存簿を除く。）は、この指示により備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票とみなす。